

危機管理対策本部会議における決定事項

◆緊急事態宣言解除後（11/1以降）における公共施設の利用再開等について

| 施設名 | 期間 | 主な内容 |
|------------|----------------------|--|
| 女性センター | 10/1（金） ～10/31（日） | ○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00） |
| 若葉駅前出張所 | 10/1（金） ～10/31（日） | ○業務時間を通常化 ・9：00～17：30 木曜日は9：00～21：00 |
| 市民活動推進センター | 10/1（金） ～10/31（日） | ○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00） |
| 富士見市民センター | 10/1（金） ～10/31（日） | ○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00） ・利用団体の制限 |
| 大橋市民センター | | |
| 西市民センター | | |
| 東市民センター | | |
| 南市民センター | | |
| 北市民センター | | |
| 農業交流センター | 10/1（金） ～10/31（日） | ○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00） |



◆段階的緩和措置見直し後の施設利用等について

| 期間 | 主な内容 |
|----------|---|
| 11/1（月）～ | ○利用制限の緩和 ・施設の使用時間（9：00～21：00） ・ホール、図書室利用の制限を一部緩和 |
| 11/1（月）～ | ○変更なし（継続実施） |
| 11/1（月）～ | ○利用制限の緩和 ・施設の使用時間（9：00～21：00） |
| 11/1（月）～ | ○利用制限の緩和 ・施設の使用時間（9：00～22：00） ・利用団体の制限を解除 ・集会室の利用制限の緩和 |
| 11/1（月）～ | ○利用制限の緩和 ・施設の使用時間（9：00～22：00） ・農産加工室の利用を8人⇒16人へ |

危機管理対策本部会議における決定事項

◆緊急事態宣言解除後（11/1以降）における公共施設の利用再開等について

| 施設名 | 期間 | 主な内容 |
|--------------------|----------------------|---|
| 脚折児童館 | 10/1（金） ～10/31（日） | ○一部基準を変更したうえで継続開館 ・入館制限を最大30名から50名に変更 ・入館人数制限内でのイベント実施可とする |
| 上広谷児童館 | | |
| 大橋児童館 | | |
| 西児童館 | | |
| 老人福祉センター | 10/1（金） ～10/31（日） | ○利用制限を設けたうえで再開 ・風呂、施設貸出、サークル活動の制限等 |
| 運動公園・近隣公園 | 10/1（金） ～10/31（日） | ○これまでと同様の取り扱い ・新しい生活様式を遵守のうえ開放 |
| 中央図書館 | 10/1（金） ～10/31（日） | ○一部時間を変更したうえで継続開館 ・開館時間 中央 9：00～19：00 分室 9：00～17：00 駅前 9：00～20：00 ※中央と駅前の開館時間を延長 |
| 図書館分室 | | |
| 若葉駅前カウンター | | |
| 屋外体育施設 | 10/1（金） ～10/31（日） | ○これまでと同様の取り扱い ・運動公園ナイター設備（20：00まで） |
| 屋内体育施設 （海洋センター） | 10/1（金） ～10/31（日） | ○利用制限を設けたうえで再開 ・利用時間（20：00まで） |
| 市内小中学校 | 9/27（月）～ | ○感染症対策を徹底しつつ、通常通りの教育活動を実施 |



◆段階的緩和措置見直し後の施設利用等について

| 期間 | 主な内容 |
|----------|--|
| 11/1（月）～ | ○利用制限の緩和 ・入館制限を解除 ・イベント実施可とする ・市外在住者の利用を可とする |
| 11/1（月）～ | ○利用制限の緩和 ・風呂（人数制限）⇒継続 ・サークル活動の制限解除 |
| 11/1（月）～ | ○変更なし |
| 11/1（月）～ | ○利用制限の緩和 ・開館時間を通常通りとする ・座席数、部屋利用人数を7割程度まで増 ・飲み物のみ可とする |
| 11/1（月）～ | ○利用制限の緩和 ・運動公園ナイター設備（21：30まで） |
| 11/1（月）～ | ○利用制限の緩和 ・利用時間（22：00まで） |
| | ○感染症対策を徹底しつつ、通常通りの教育活動を実施（継続実施） |